

終身会員制度の案内

2020 年度第 1 回定時社員総会にて、終身会員制度が承認されました。

終身会員制度は、ある年齢以上の会員が一定の会費をまとめて支払うことにより、それ以後の会費が免除される制度です。

なお退会手続きは、正会員と同様です。

名称：終身会員

条件：次の条件をすべて満たす場合、終身会員となることができる。

- 1) 1 月 1 日現在、64 歳以上であること
- 2) 正会員として通算 10 年以上の会員歴をもつこと
- 3) 未納の会費がないこと
- 4) 終身会費 10 万円を一括で納入すること

位置づけ：終身会員は、称号であり、会員の種別（定款第 2 章第 6 条）ではない*。

* 理事会の議を経て、社員総会で選考された正会員は、終身会員を名乗ることができる。

ただし、会員の種別としては正会員であり、評議員、一般会員、学生会員の別も維持される。

手続き：終身会員となるためには、以下の手続きを経る*²。

- 1) 毎年 1 月末までに、事務局に所定の書類を提出して申請する
- 2) 申請書類を会員委員会が審査し、承認する（2 月）
- 3) 理事会の議を経て、社員総会で選考する（3 月）
- 4) 翌年の 1 月から始まる新年度から終身会員となる*³

*² この手続きの流れは、評議員の選考と同じである。

*³ このため、64 歳で申請した場合、終身会員になる時には 65 歳になっている。

申請の例

2021.01 申請

（* 2021 年度の会費納入）



2021.03 定時社員総会 選考・承認



2022.01 – 終身会員

（* 終身会費の一括納入）